

令和6年第2回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 令和6年6月 6日 午前10:00

○散 会 午前11:55

○出席議員（17名）

1 番 菅 原 理恵子	2 番 鈴 木 壮 二	3 番 藤 原 仁 美
4 番 戸 田 俊 樹	6 番 澤 井 昭二郎	7 番 堀 井 克 見
8 番 藤 原 典 男	9 番 中 川 光 博	10 番 鈴 木 司
11 番 菅 原 秀 雄	12 番 石 井 和 人	13 番 西 村 武
14 番 鑑 仁 志	15 番 菅 原 龍太郎	16 番 伊 勢 潤
17 番 佐 藤 敏 雄	18 番 小 林 悟	

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 鈴 木 雄 大	副 市 長 鎌 田 雅 人
教 育 長 吉 原 慎 一	総 務 部 長 千 葉 秀 樹
市民生活部長 菅 生 司	福祉保健部長兼福祉事務所長 伊 藤 佐和子
産業振興部長 古 畑 範 行	建 設 部 長 畠 山 修
教 育 部 長 佐々木 渉	総 務 課 長 古 仲 淳
企画政策課長 石 井 恵 子	財 政 課 長 伊 藤 強
税 務 課 長 浅 野 幸 一	市 民 課 長 内 田 倫 雄
健康長寿課長 渋谷 比奈子	子育て応援課長 金 美 妃
商工観光振興課長 鈴 木 和 徳	都市建設課長 菅 原 撰
上下水道課長 永 井 英 明	教育総務課長 齊 藤 栄 子

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 安 田 秀 樹	議会事務局次長 澁 谷 睦 子
----------------	-----------------

令和 6 年第 2 回潟上市議会定例会日程表（第 1 号）

令和 6 年 6 月 6 日（1 日目）午前 1 0 時 0 0 分開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長）
- 日程第 4 市長行政報告
- 日程第 5 教育長所信表明及び教育行政報告
- 日程第 6 報告第 1 号 令和 5 年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 7 報告第 2 号 令和 5 年度潟上市下水道事業会計予算の繰越計算書について
- 日程第 8 承認第 3 号 専決処分の承認について（令和 5 年度潟上市一般会計補正予算（第 1 4 号）を定めること）
- 日程第 9 承認第 4 号 専決処分の承認について（潟上市市税条例の一部を改正する条例を制定すること）
- 日程第 1 0 承認第 5 号 専決処分の承認について（潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定すること）
- 日程第 1 1 承認第 6 号 専決処分の承認について（潟上市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を制定すること）
- 日程第 1 2 議案第 3 3 号 潟上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 3 議案第 3 4 号 潟上市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について

- 日程第 1 4 議案第 3 5 号 潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 5 議案第 3 6 号 潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 6 議案第 3 7 号 財産の取得について
- 日程第 1 7 議案第 3 8 号 令和 6 年度潟上市一般会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 1 8 議案第 3 9 号 令和 6 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 1 9 議案第 4 0 号 令和 6 年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 0 議案第 4 1 号 令和 6 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 1 議案第 4 2 号 令和 6 年度潟上市水道事業会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 2 議案第 4 3 号 令和 6 年度潟上市下水道事業会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 3 予算特別委員会の設置について
- 日程第 2 4 予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について
- 日程第 2 5 同意第 2 号 潟上市教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 6 同意第 3 号 潟上市教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 7 陳情第 5 号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情

午前 10 時 00 分 開会

○議長（小林 悟） おはようございます。傍聴席の皆様、朝早くからご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和6年第2回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1 会議録署名議員の指名】

○議長（小林 悟） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、2番鈴木壮二議員、3番藤原仁美議員を指名します。

【日程第2 会期の決定】

○議長（小林 悟） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月25日までの20日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月25日までの20日間に決定しました。

【日程第3 諸般の報告】

○議長（小林 悟） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付したとおりであり、朗読、説明は省略します。

【議会運営委員会の報告】

○議長（小林 悟） 次に、議会運営委員長からの報告を行います。2番鈴木議会運営委員長。

○議会運営委員長（鈴木壮二） それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、5月30日に提出予定議案、会期日程等を議題として、委員、正副議長、当局からは説明員として副市長及び総務部長の出席のもとに開催しております。

6月4日には、一般質問、陳情の取扱いのほか、議事日程及び議案等の付託を議題として、委員、正副議長の出席のもとに開催しております。

本定例会の運営についてご報告いたします。

はじめに、予算特別委員会の設置について申し上げます。

当局から大綱説明を受けた後に、予算特別委員会を設置し、関係議案を特別委員会へ付託する予定です。その後、17日に特別委員会を開催し、補足説明、大綱質疑を行い、終了後、各常任委員会からなる分科会にて詳細に審査する予定です。また、本会議最終日の午前に特別委員会を開催し、各分科会報告、質疑、討論、採決の順に行う予定となっております。本会議最終日は午後から開催する予定で、予算以外の議案については各常任委員会報告、質疑、討論、採決の順に行い、予算議案については特別委員会報告、討論、採決の順に行う予定となっております。

なお、予算特別委員会は議場において開催し、当局の説明員については本会議と同様の取扱いとなりますので、よろしくお願いいたします。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、付託につきましては、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますので、ご確認ください。

陳情について申し上げます。

陳情については、お手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会へ付託することといたしますので、ご確認ください。

一般質問について申し上げます。

一般質問については、7名の通告者がありました。

抽選の結果、6月13日木曜日の1番目に14番 鑑 仁志議員、2番目に16番 伊勢 潤議員、3番目に3番 藤原仁美議員、4番目に10番 鈴木 司議員、6月14日金曜日の1番目に12番 石井和人議員、2番目に1番 菅原理恵子議員、3番目に8番 藤原典男議員となりましたので、よろしくお願いいたします。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査について申し上げます。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査は、各委員会とも6月17日月曜日の特別委員会全体会終了後からの開会とします。

議員派遣の件について申し上げます。

今年度の議員の行政視察研修について、2つの常任委員会の視察先、研修内容の調整が整いましたので、議員派遣の手続きをするものであります。議決事項でありますので、最終日の日程として取り扱いたします。

なお、本定例会より、常任委員会及び予算決算特別委員会並びに分科会に説明員の出席を求めようとするときは、潟上市議会委員会条例第21条に基づき、議長を経て行うこととしました。また、副市長及び教育長につきましては、出席を求める場合は、同条例に基づき、必要に応じて議長を経て出席を求めることいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

（「議長」の声あり）

○議長（小林 悟） どういう内容でしょうか。

（「今の委員長の報告について」の声あり）

○議長（小林 悟） 報告は説明だけですので、説明だけです。質疑は求めません。

これで諸般の報告を終わります。

【日程第4 市長行政報告】

○議長（小林 悟） 日程第4、市長の行政報告を行います。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） おはようございます。

本日ここに、令和6年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出議案の審議に先立ち、第1回定例会以降の市政に関わる主な事項の報告と、提出議案の概要について申し上げます。

はじめに、ごみ処理広域化について申し上げます。

本市では、持続可能なごみの適切な処理の確保に向け、昨年度から秋田市及び八郎湖周辺清掃事務組合を構成する5市町村とともに情報共有や課題等の洗い出しを進めてきており、先般、広域化の必要性について合意が得られたことから、4月12日に、各副市町村長で構成する「秋田市・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合ブロック広域化協議会」を設立し、先月16日に第1回目の会議を開催したところであります。

同会議においては、国が示す広域化に向けたごみ処理の検討事項に係る議論のほか、検討に用いるための各種調査等の実施方針について意見交換を行ったところであり、引き続き協議を重ね、市議会からのご意見も踏まえながら、年度末には広域化・集約化に係る方針を協定として取りまとめることとしております。

次に、消防広域化について申し上げます。

急激な人口減少や財政状況が厳しさを増す中、消防体制の充実強化を目的とした消防

広域化の必要性が高まっており、男鹿地区消防本部と湖東地区消防本部の統合に向け「男鹿・湖東地区消防広域化協議会」を7月1日に設立することとし、具体的な協議を進めるため、本定例会に係る予算を提出しております。

次に、潟上市総合防災訓練について申し上げます。

今年は日曜日となった5月26日、県民防災の日に潟上市総合防災訓練を実施いたしました。

当日は、市内全域へのサイレンによる情報伝達訓練や津波浸水想定区域における津波避難訓練の実施に加え、地震による火災発生を想定した放水訓練を、東湖小学校、大豊小学校、飯田川小学校で行っております。

また、1月に発生した能登半島地震において、地域防災活動の重要性が改めて認識されたことを受けて、大規模災害時の安否確認や協力体制の確認など、地域における初動対応に関する訓練を実施しております。

災害発生時に迅速な避難や応急活動ができるよう、関係機関との協力体制を維持するとともに、自主防災組織の組織化の推進等により市民の防災意識の高揚を図り、地域防災力の強化に向けて活動支援に努めてまいります。

次に、物価高騰重点支援給付金について申し上げます。

物価高騰の影響を受けている市民の生活を支援するため、昨年度に引き続き、国の交付金を活用した「物価高騰重点支援給付金給付事業」として、次の2つの給付金を支給することとしております。

1つ目は、「住民税非課税化世帯等給付金」で、物価高騰により特に負担感が大きい低所得世帯を支援するため、令和6年度において、新たに住民税所得割非課税となった世帯に対し、1世帯当たり10万円を支給するものであります。また、本給付の対象となった子育て世帯への加算として、18歳以下の子ども1人につき5万円を支給します。

2つ目は、「定額減税調整給付金」で、所得税及び個人住民税の定額減税の実施に伴い、減税しきれないと見込まれる方に対し、その差額を支給するものであります。

なお、関係予算を本定例会に提出しております。

次に、児童手当の拡充について申し上げます。

一部改正された児童手当法が10月1日に施行されることに伴い、中学生までとしていた支給期間が高校生年代まで延長となるほか、所得制限の撤廃など抜本的な拡充が図られることから、円滑に支給事務を進めるため、本定例会に係る予算を提出しております。

次に、プラザの湯について申し上げます。

築30年を経過している昭和デイサービスセンターは、老朽化が進む中、ボイラーや配管の修繕をすることで一般入浴事業「プラザの湯」を継続しておりますが、現在は、雨漏りにより男湯女湯を入れ替えての営業を余儀なくされており、改修には多額の費用が想定されます。

加えて、近年の物価高騰の影響による維持管理費等の増加を勘案すると、今後は、これまで同様の営業継続は困難であることから、廃止や民間での運営などを含む「今後のあり方」について、利用者や地域の方々のご意見等をいただきながら検討してまいります。

次に、天王児玉浄水場について申し上げます。

築40年が経過し老朽化した、天王二田浄水場及び天王一向浄水場等を一元的に維持管理することを目的に、令和4年度から建設工事に着手しておりました天王児玉浄水場が3月に完成し、本年5月から本格稼働しております。

水道は市民生活や経済活動における重要なライフラインであることから、今後も安全・安心な水道水を安定供給できるよう努めてまいります。

次に、井川町・潟上市共有財産管理組合の解散協議について申し上げます。

井川町と潟上市の共有に属する財産の管理及び処分に関する事務を共同で処理するため、「井川町・潟上市共有財産管理組合」を組織しております。

明治37年に国有原野の払い下げを受けた当時は、近隣自治体の生活物資の調達場としてこの共有地が存在しており、昭和時代には建材用の木材を調達することや森林資源の維持増進を図ることなどを目的に植林事業を行い、これまで下刈りや枝打ち等を実施し、森林の維持管理に努めてまいりました。

しかし、近年は山の資産価値が低下し、補助事業がなければ間伐を行っても赤字採算となる時代となり、加えてインボイス制度の導入により消費税の納入義務が発生するなど、組合を取り巻く情勢が大きく変化したことから、3月26日の組合定例議会終了後、管理者である井川町長より、組合の解散に向けた協議の申し入れがあったものであります。

その後、4月25日と5月27日に組合議会議員に対し、解散に関する説明会が開催され、解散に向けた協議を進めていくことが確認されており、今後は財産処分の案などについて検討していくこととしております。

次に、令和５年度各会計の決算概要について申し上げます。

一般会計については、歳入決算見込額約178億200万円、歳出決算見込額約168億9,000万円、歳入歳出差引見込額約9億1,200万円となり、翌年度へ繰り越すべき財源約5,200万円を差し引いた実質収支見込額は約8億6,000万円となっております。

主な特別会計の実質収支見込額は、国民健康保険事業特別会計で約7,500万円、介護保険事業特別会計で約2億5,200万円となっており、その他の特別会計におきましても実質収支見込額は黒字となっております。企業会計の水道事業会計と下水道事業会計の純利益は、水道事業会計は約900万円、下水道事業会計は約3,900万円となっております。

以上が令和５年度各会計の決算概要であります。

本定例会には、令和５年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書ほか1件の報告、令和５年度潟上市一般会計補正予算専決処分ほか3件の承認、議案として潟上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）についてほか3件の条例案、財産の取得について、令和６年度潟上市一般会計補正予算（案）、各特別会計補正予算（案）5件、人事案件として潟上市教育委員会委員の任命についての案件を提出しております。

以上が行政報告並びに本定例会に提出しております議案の概要であります。適切な御決定を賜りますようお願い申し上げまして、私からの報告とさせていただきます。

○議長（小林 悟） これで市長の行政報告を終わります。

【日程第５ 教育長所信表明及び教育行政報告】

○議長（小林 悟） 日程第５、教育長所信表明及び教育行政報告を行います。吉原教育長。

○教育長（吉原慎一） 市長の行政報告に引き続き、教育委員会から行政報告を申し上げますが、その前に、私にとっては着任後初めての定例会でございますので、教育行政を進めるに当たっての所信を述べさせていただきます。

私は、第１回定例会におきまして議員の皆様からご同意をいただき、市長の任命を受けて、４月から教育長に着任いたしました。教育行政の責任者として職責の重さを痛切に感じております。

職務の遂行に当たりましては、第２次潟上市総合計画に基づき、教育の視点から、次

代の人が育つ生涯学習都市を目指し、人材育成に力を注いでまいります。議員の皆様のご指導とご協力を仰ぎながら、市民の皆様のために全力で取り組む所存でありますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、はじめに、本市教育の重点目標を踏まえた取組について述べさせていただきます。

1点目は、学校教育の充実についてであります。

「他者とのつながりをもち、学びを共有・深化する子ども」を潟上市が目指す子ども像とし、「ふるさと教育の充実」「確かな学力と豊かな人間性の育成」を進めてまいります。

「ふるさと教育の充実」につきましては、道徳教育を核とした心の教育の指導体制の確立を図り、ふるさとを知り、郷土に学ぶ学習を行うことで、ふるさとへの愛着や地域社会の一員としての自覚、主体的に問題解決しようとする姿勢を育んでまいります。

「確かな学力の定着と豊かな人間性の育成」では、架け橋カリキュラムをはじめとする、発達や学びの連続性を踏まえた一貫性のある指導体制を整備し、自己の持ち味の自覚、学習意欲の向上と学習習慣の確立を目指します。併せて、特別支援教育の視点を生かした指導や支援に努め、保護者や関係機関との連携を図ってまいります。

また、質の高い活気に満ちた教育を継続的に展開していくために、令和7年4月の東湖小学校と天王小学校の円滑な統合に向け、引き続き準備を進めてまいります。

さらに、児童生徒の学校生活における安全・安心の確保と望ましい学習環境を整備するため、計画的に学校施設の整備、改修を進めてまいります。

2点目は、生涯学習、スポーツ・芸術文化活動の推進についてであります。

本市は、聖農石川理紀之助翁を輩出した地であります。石川翁は、今に続く「種苗交換会」を立ち上げ、昨年、本市で開催されました「第146回秋田県種苗交換会」では、県内外から多くの来場者が足を運び、大いに賑わいをみせました。

このような賑わいを創出し、地域を活性化していくために、教育委員会といたしましては、市民一人一人が生涯にわたって学び、心の豊かさや生活の向上につながるよう学習機会や学習の場を提供し、市民の生きがいや満足度の向上を一層進めてまいります。

現代社会を取り巻く環境の変化に伴い、個人の学びや体験のあり方も多種多様となっております。この多様性を変化のチャンスと捉え、「いつでも」「どこでも」「誰でも」学び、人と人とのつながりを深め、地域を元気にするよう努めてまいります。また、

既存の事業におきましても、情報発信ツールを活用しながら、社会教育、社会体育事業の学習課題やニーズの把握及び情報の提供と事業への参加、そして地域交流が活発になるような支援をしてまいります。

私は、本市の教育のモットーとして、「勉強が好き。友だちが好き。まちが好き。」という言葉掲げ、どの子どももこのように言える教育を進めていきたいと考えております。学ぶ喜びにあふれ、多様性を許容し合い、そしてふるさと潟上を大切に思える、そのような人づくりに努めてまいります。

このモットーは市政運営の基本方針である3つの力、「稼げる力」「支える力」「考える力」につながるものであり、人材育成の要諦であると思っております。そのような人材群を輩出するために、全力を傾注して教育行政に当たってまいりますので、議員の皆様におかれましては、ご指導とご協力を賜りますよう改めて重ねてお願いを申し上げ、私の所信表明といたします。

次に、諸般の教育関係の行政報告について申し上げます。

はじめに、学校教育の充実について申し上げます。

東湖小学校と天王小学校では、児童の人間関係の構築等のため、今年度も交流事業を行うこととしております。また、東湖小学校では閉校記念事業実行委員会を開催し、記念事業、記念誌及び記念式典等の準備を進めているところであります。

幼児期の育ちと小学校教育との円滑な接続を図るため、「架け橋カリキュラム」の作成、実践、修正を行うとともに、幼保小中の連携を軸とした校種間を貫く教育を推進してまいります。

中学校部活動地域移行については、本市の方向性を検討するため中学校部活動地域移行検討委員会を開催するとともに、中学校部活動地域移行推進計画の策定に向けた準備を進めてまいります。

次に、生涯学習の推進について申し上げます。

公民館事業では、市民センター「かたりあん」を拠点として昭和館、飯田川館と連携して各種事業・講座を実施することにより、学びの目的やニーズに応じて市民が自由に学習できる場の提供に努めております。

最後に、スポーツ活動の推進について申し上げます。

市民の誰もが生涯を通じてスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、運動の習慣化、健康と体力づくりへの意識が高まるよう、スポーツフェスティバル等各種事業の準備を

進めるほか、新たに市内の4体育施設に指定管理者制度を導入するなど、市民の皆様に、より安全に、より快適に体育施設を利用していただけるようサービスの向上を図っており、今後もスポーツ環境の更なる充実に努めてまいります。

以上が私の所信表明及び教育関係の行政報告であります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小林 悟） これで教育長の所信表明及び教育行政報告を終わります。

【日程第6 報告第1号 令和5年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第6、報告第1号 令和5年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告第1号について、当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、議案書の1ページをお開き願います。

報告第1号 令和5年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について。

令和5年度潟上市一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和6年6月6日提出 潟上市長 鈴木雄大

次のページ、2ページをお願いいたします。

令和5年度潟上市一般会計繰越明許費繰越計算書の内容についてご説明いたします。

2款総務費3項戸籍住民基本台帳費の戸籍情報システム等改修事業1,700万6,000円は、国の補助金を受けて実施する戸籍や住民票等に振り仮名を表記するためのシステム改修でございます。

7項新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金事業費の物価高騰重点支援給付金給付事業1万150円は、事務費を繰り越したものでございます。

3款民生費2項児童福祉費の認定こども園設備改修事業3,027万2,000円は、昭和こども園空調設備改修に係る工期延長によるものでございます。

4款衛生費1項保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業21万5,000円は、特例臨時接種の終了に伴うワクチン等廃棄処分の委託に係る経費を繰り越したものでございます。

6款農林水産業費1項農業費の化学肥料低減機械等導入支援事業209万円と、あきたの園芸省エネ化支援事業37万5,000円は、県の補助金を活用して農業者が機械や資材を

導入する事業で、事業開始が４月以降になったため繰り越ししたものでございます。

ため池等整備事業55万6,000円は、飯田川飯塚地区が受益地となる真崎堰地区の幹線用水路整備事業、基幹水利施設ストックマネジメント事業11万8,106円は、八郎潟１地区の防潮水門操作設備改修事業、湛水防除事業947万200円は、天王東地区及び浜井川地区の排水機場整備事業で、それぞれ県営事業負担金でございます。

２項林業費の高能率生産団地路網整備事業670万円は、浅見沢線の林業作業道の開設に係る県営事業負担金でございます。

７款商工費１項商工費の中小企業等稼げる力創出事業1,063万4,000円は、申請事業者の事業完了が翌年度へ繰り越しとなることから、その補助金分を繰り越ししたものでございます。

天王温泉くらら施設修繕事業667万9,000円は、地下水導水管の漏水に伴う配管修繕の工期延長に伴うものでございます。

８款土木費２項道路橋梁費の市道整備事業１億5,394万6,653円は、社会資本整備総合交付金を活用した市道改良等に係るものでございます。

３項河川砂防費の急傾斜地崩壊対策事業25万4,000円は、飯田川岩崎地区の法面補修で県事業負担金でございます。

11款災害復旧費２項令和５年７月14日からの大雨災害復旧事業7,759万2,000円は、天王水路災害復旧事業でございます。

以上の事業、合計３億1,591万8,109円を令和６年度に繰り越ししたものでございます。

主な財源といたしましては、国県支出金が１億6,418万150円、地方債が9,950万円でございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。14番 鑑 仁志議員。

○14番（鑑 仁志） 今の総務部長から説明ありましたが、岩崎傾斜地かな、これ、毎年やってるんだけど、これ何年で終了するのか、何年から始まって何年で終了するのか。毎年、この岩崎地区はやってるような感じがするんだけど、そこら辺のところ、何年で終了するのかちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

この岩崎地区の急傾斜地の事業ですけれども、令和２年度から実施しておりまして、今年度で終了の予定となっております。

以上です。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【日程第７ 報告第２号 令和５年度潟上市下水道事業会計予算の繰越計算書について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第７、報告第２号 令和５年度潟上市下水道事業会計予算の繰越計算書についてを議題とします。

報告第２号について、当局より提案理由の説明を求めます。畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） それでは、議案書の３ページをお願いいたします。

報告第２号 令和５年度潟上市下水道事業会計予算の繰越計算書について。

地方公営企業法第26条第１項の規定による令和５年度潟上市下水道事業会計予算の建設改良費繰越額について、同条第３項の規定により別紙のとおり報告する。

令和６年６月６日提出 潟上市長 鈴木雄大

次のページをお願いいたします。

令和５年度潟上市下水道事業会計予算繰越計算書の内容について申し上げます。

翌年度繰越額は、１款資本的支出１項建設改良費の秋田湾雄物川流域下水道事業1,130万9,000円を令和６年度に繰り越したもので、県営事業負担金でございます。

県の流域下水道事業において、施設の更新工事に際し設計を見直す必要が生じ、不測の日数を要したため、繰り越したことによるものでございます。

主な財源といたしましては、企業債1,120万円でございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【日程第８ 承認第３号 専決処分の承認について（令和５年度潟上市一般会計補正予算（第１４号）を定めること）】

○議長（小林 悟） 次に、日程第８、承認第３号 専決処分の承認について（令和５年度潟上市一般会計補正予算（第14号）を定めること）を議題とします。

承認第3号について、当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、ピンク色の表紙の説明資料の1ページをお開き願います。

本予算は、令和5年度潟上市一般会計補正予算（第14号）を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年3月29日に専決処分したものでございます。

1、予算の規模でございます。

補正前の額174億2,308万9,000円、補正額2億6,982万1,000円の追加で、補正後の額は176億9,291万円でございます。

前年度3月補正後の予算との対比は、4億5,859万円、2.7パーセント増でございます。

補正予算の財源の内訳は資料のとおりでございます。

次のページ、2ページをお願いいたします。

2、補正予算の内容についてご説明いたします。

（1）基金積立金2億6,982万1,000円は、特別交付税や寄附金等の額が確定したことにより、予算計上済額を超える分をそれぞれの基金に積み立てるものでございます。

参考までに、令和5年度末財政調整基金残高見込額は、20億3,720万円でございます。

また、繰越明許費の追加は、7款商工費1項商工費の天王温泉くらら施設修繕事業667万9,000円でございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第3号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

【日程第9 承認第4号 専決処分の承認について（潟上市市税条例の一部を改正する条例を制定すること）】

○議長（小林 悟） 次に、日程第9、承認第4号 専決処分の承認について（潟上市市

税条例の一部を改正する条例を制定すること）を議題とします。

承認第４号について、当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、説明資料の３ページをお開き願います。

承認第４号は、令和６年４月１日から一部施行された地方税法等の一部を改正する法律等が令和６年３月３０日付けで公布されたことに伴い、令和６年３月３１日付けで専決処分した潟上市市税条例の一部を改正する条例について、議会に承認を求めるものでございます。

条例の主な内容についてでございますが、令和６年度における定額減税実施に伴う改正でございます。

令和６年度分の個人住民税の所得割額から、納税者本人１万円、控除対象配偶者を含めた扶養親族１人につき１万円を減税するものでございます。

参考として、この定額減税の対象者は、令和６年度の個人住民税に係る合計所得金額が１,８０５万円以下の納税者で、対象となる見込み人数は、令和６年５月２７日現在の試算で１万３,９０４人を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第４号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、承認第４号は原案のとおり承認することに決定しました。

【日程第１０ 承認第５号 専決処分の承認について（潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定すること）】

○議長（小林 悟） 次に、日程第１０、承認第５号 専決処分の承認について（潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定すること）を議題とします。

承認第５号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） それでは、説明資料の４ページをお開き願います。

承認第５号は、令和６年４月１日から一部施行された地方税法等の一部を改正する法

律等が令和6年3月30日付けで公布されたことに伴い、令和6年3月31日付けで専決処分した潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議会に承認を求めるものでございます。

条例の内容についてでございますが、一つ目は、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるもので、支援金分の課税限度額を「22万円」から「24万円」に改めるものでございます。

二つ目は、軽減判定所得の基準額を引き上げるもので、低所得者世帯に対する国民健康保険税の均等割額と平等割額の5割軽減及び2割軽減を拡大するものでございます。5割軽減の対象となる世帯の所得の算定において、被保険者（等）の数に乗ずる金額を「29万円」から「29万5,000円」に、2割軽減については、「53万5,000円」から「54万5,000円」に改めるものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑に入ります。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 5割軽減と2割軽減の方の減額を拡大するというふうなことは、まあいいと思うんですが、一方で支援金部分をこう上げるっていうのはちょっといただけないなと思います。それで、5割軽減と2割軽減の基準額が広がったことによって恩恵を受ける方とか合計の各額等、もし分かっておりましたらお願いします。

○議長（小林 悟） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） ただいまのご質問についてお答えいたします。

令和5年度の所得額ベースでの試算ではありますが、世帯については10世帯増える見込みであります。軽減額は約42万円となっております。

以上でございます。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第5号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、承認第5号は原案のとおり承認することに決定しました。

【日程第11 承認第6号 専決処分の承認について（潟上市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を制定すること）】

○議長（小林 悟） 日程第11、承認第6号 専決処分の承認について（潟上市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を制定すること）を議題とします。

承認第6号について、当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、説明資料の5ページをお開き願います。

承認第6号は、令和6年4月1日から施行された令和6年奄美群島振興開発特別措置法第38条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が令和6年3月30日付けで公布されたことに伴い、令和6年3月31日付けで専決処分した潟上市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、議会に承認を求めるものでございます。

条例の主な内容についてでございますが、固定資産税の課税免除の対象となる固定資産の取得期間を令和9年3月31日まで3年間延長するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 奄美群島振興開発特別措置法というふうなところの関連だとは思いますが、潟上市の過疎地域における固定資産税の課税免除については該当するんですか。そこら辺、該当なるとすればその状況とかお知らせ願いたいと思います。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の改正につきましては、奄美群島振興開発特別措置法第38条に基づくものでございまして、本市においても課税免除の適用期間が必要となるために、その法律の適用を受けるため条例を改正するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 最初の説明とちょっとあまり変わらないような答弁だったと思うんですが、そうすれば潟上市では対象世帯がどのようになるのかというふうなところはあれですか、そこら辺聞きたかったんですが。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

本市の対象となると見込まれる事業者は、現在２業者であると見込んでおります。

以上でございます。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第６号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、承認第６号は原案のとおり承認することに決定しました。

【日程第１２ 議案第３３号 潟上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第１２、議案第３３号 潟上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第３３号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） それでは、説明資料の６ページをお開き願います。

議案第３３号 潟上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、介護保険法施行規則の一部改正により、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、地域包括支援センター運営協議会の定義規定が移動したことに伴い、本条例中の引用箇所を改正するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託します。

【日程第13 議案第34号 潟上市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第13、議案第34号 潟上市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第34号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） それでは、説明資料の7ページをお開き願います。

議案第34号 潟上市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、介護保険法施行規則の一部改正により、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容でございますが、地域包括支援センターの職員の配置基準について、これまでの常勤の職員の配置を原則とした上で、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合に、常勤換算方法による職員配置を認める規定と、一区域内にセンターが複数ある場合の職員配置についての規定を追加するものです。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。16番伊勢 潤議員。

○16番（伊勢 潤） この条例の改正は人材確保が困難になっている保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の配置基準の緩和といったものになるかと思うんですけれども、その中で一区域内にセンターが複数ある場合となっているので、本市では影響がないというふうな認識でよろしいでしょうか。

○議長（小林 悟） 伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） ただいまのご質問にお答えいたします。

伊勢議員がおっしゃりますように、この有職種の職員の確保が困難という背景がありまして、今回の条例の改正に至ってございます。それで本市の場合は地域包括支援セン

ターが1か所ですので、この改正によりまして影響はございません。

以上です。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託します。

【日程第14 議案第35号 潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第14、議案第35号 潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第35号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） それでは、説明資料の8ページをお開き願います。

議案第35号 潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正による保育士配置基準の改正により、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、この表のとおり、満3歳以上の児童に係る保育士・保育従事者の配置基準を改正するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 改正することによって、保育士の数がどうのこうのというのは出てくると思うんですが、その対応というのはできますか。大丈夫だというふうなことです、現状で。

○議長（小林 悟） 伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） 保育所及び認定こども園の配置基準の改正につきましては、県の条例の方で改正されますので、この条例の改正には影響ございませんけれども、参考までに4月1日から新配置基準となった場合、市内の園の配置基準は既にその基準以上の人員を配置しておりますので、影響はございません。

以上です。

○議長（小林 悟） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託します。

【日程第15 議案第36号 潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第15、議案第36号 潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第36号について、当局より提案理由の説明を求めます。畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） それでは、説明資料の9ページをお開き願います。

議案第36号 潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、水道法等の一部改正により、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、水道事業の所管が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されたことにより、引用箇所を改正するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会へ付託します。

【日程第16 議案第37号 財産の取得について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第16、議案第37号 財産の取得についてを議題とします。

議案第37号について、当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、説明資料の10ページをお開き願います。

議案第37号 財産の取得についてご説明いたします。

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び潟上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産は、可搬式排水ポンプシステムでございます。

契約方法は、条件付き一般競争入札。契約金額は、5,709万円。契約の相手方は、秋田市八橋大畑一丁目1番32号、猿田興業株式会社 代表取締役社長 猿田知久でございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これより質疑を行います。質疑ありませんか。7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） 当初予算で議会がこのシステムを導入するということには既に了解を与えていますから、そのことについて云々かんぬんは申し上げません。ただ、今さらっと総務部長の方から説明がありました。

2、3点お尋ねしますが、一つは、条件付き一般競争入札という契約方法を取ったということですが、条件付き、どういう条件で、どういう内容の一般競争であったのか、これ明確にしていadakきたいことが1点。

それから二つ目は、競争入札ですから、適当と思われる数社、実績等のあるないによってね、数社指名したと思いますが、何社指名したのか。その指名した業者というのは、どういう根拠で、どういう理由でその業者が指名されたのか。これが二つ目。

それから、1番札は5,709万円だか、というふうな説明ありましたけれども、2番札は幾らであったのか。結果的に落札率が98.30パーセント。物品購入というか財産購入の確保ということですが、今どきの時代の中で98パーセントを超えるというのはどうなのか。これ公共の財産取得ですから、一概に言えないところもあるでしょうけれども、一般常識からいくと98パーセントを超えた、消費税加えれば10割だ、そういうような形で物を買うということは、非常に厳しいさなか、しかも財政も非常に厳しい潟上市はね、そういう中でちょっとどうかなと。もう少しやり方があったのかなというふうに思いますけれども、まあルールに従って落札したということになればそれまでですが、これに対する、どういう考え方なのかという所見をいたdakたい。

それから次に、一番肝心なことはですね、その稼働式排水ポンプシステムときたね、システム。システムというのはポンプなのか。そのポンプを取り巻くシステムというのはどういう形になってるのか。併せて、旧昭和の車庫に入れておくということなんですが、飯田川のあの辺は水浸しになりやすいから、原則的にはそこらに対応するためにそこさ置くというふうなもののスタンスかとは思いますが、少なくともシステムが全体をパッケージとしてね、この稼働式のポンプが稼働する場合、どういう普段からの

準備と、一朝有事の際、雨降った際だ、氾濫起きた際、どれだけの対応力をもって対応するのか。ここらが全く見えてこない。ですから普段のこの保守管理等含めて、一朝有事のときに間髪置かないで対応できる対応というものが、どういう管理と、また市役所の方の何ていうかな、体制を整えておくのか。ここらも含めて、その予算は通したけれども、その後のこのポンプの買うに当たって、そして今後の運用等々ほとんど見えない、今説明でありましたので、この辺について詳しくひとつご説明いただきたいと思います。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず一つ目の条件付き一般競争入札ということでございますが、これにつきましては、公共工事を発注する際に、こういった工事の概要を公告した上で発注者の条件に該当するものであれば自由に参加できる、そういう入札の制度でございます。これまで本市では、工事であっては条件付きということで、例えば主たる事業所が潟上市であるとか秋田市であるとかそういうふうな条件をつける、そういったところが条件付き一般競争入札でございまして、今回、物品購入の一般競争入札ということでございまして、今回の条件につきましては、本市に指名の登録がある業者のうちで消防防災用品の登録がある、そういった条件を付けた一般競争入札であるということでございます。これが一般競争入札でございます。

それから、その落札の率98.30パーセントでございますが、これにつきましては、指名競争入札ではございませんので、何社を指名するだとかそういったことはございません。そういった、まず先ほど申しました条件付き一般競争入札に参加できる要件がある業者であれば、どの業者でも参加できるということでございます。その中で落札した業者の札がこの金額であったというふうなことでございます。

あと最後の質問は建設部長からお答えいたします。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） 引き続きご質問にお答えしたいと思います。

まず可搬式排水ポンプシステムという名称になっておりますけれども、この参考資料の中にも書かれているとおりで、動力ユニットと大容量ポンプ、排水ホースなどとなっております。一般のポンプでありますと動かすために別途発電機等々準備しなければいけないわけですが、これにはもう動力ユニットの中に油圧システムであったり、エンジンがもう付いてるというものですので、それを運べば直ちに排水を開始できると

いうものでございます。

それから、このポンプを購入した後の運用についてということですが、まずこのポンプユニット自体、特別な免許を必要としないものになっておりますので、基本的には市の職員の方で対応していくということになっております。このポンプユニットの使い方については、後に取扱い説明等の講習会を行って、業者の方から行っていただくことになっておりますので、その上で講習を行って、設置場所であったり、災害時の対応を検討していくということになります。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 7 番堀井克見議員。

○7 番（堀井克見） 継続します。

3、4 点お尋ねしましたが、総務部長ね、私、まあ条件に合えば手挙げ方式で誰でも、条件に合えばだよ、応札可能だと、まあこういう説明であったと思うんです。しかも基本的なものは消防防災に長けてる、まあ実績のある業者ということをおっしゃいましたよね。それがたまたま今回入札した猿田興業であったかもしれません。で、私は、その指名競争入札ですから何社を指名したということではないと。いわゆる手挙げ方式なのだというふうなことでしたが、手挙げてきたのは何社いたのか。このことをお尋ねしてるんですよ。手挙げてきたの。自信ありますと。で、私のやはり知ってる範囲では、この消防防災関係には潟上市では相当の実績のある業者が、もう何十年という実績のある業者がおると。私の判断ではそう思ってますよ。で、このポンプ等々においても、これも何十年という実績と、これ以外であれば全て潟上のその界限のポンプ等々の対応してる業者さんもいる。そういう中で、今回いろんな事情があるにつけても、そういう潟上市内の業者さんを、できるのであれば優先して、カタを通して購入する。むしろそのやはり普段からの備えが一朝有事の際のシステム云々、稼働の場合も、そばであればすぐ来てくれるはずだし、普段からも相談できるはずだし、指導も受けられるはずだし、私はいいことづくめなんじゃないかなということを今感じております。それが猿田さんっていえば秋田の山王だね、会社あるのね。ですからこれ、まあ消防でもあらゆるところに出てきていますよ、この業者。否定しません、大手ですから。しかしながら、やはり地元の業者育成だとか、これからの運用する段階での利便性というものを考えた場合、今申し上げたことが私は一つの大事な要素ではないかなということを感じますけれども、答弁の漏れと同時に、そのことについてどういう判断をされるのかということ、再度答

弁を求めたい。

それから、畠山部長は、言ってみればこれから、代物を買ったと。買ったものをこれから業者の講習受けてね、この代物をどういうふうに活用を使っていくかということの学ぶということで一言で申し上げたわけですから、いやあ、そういうふうな立ち位置でお互いにいいのかなと。むしろ買う前に、職員の力量で、職員の体制で、これね、費用対効果十分発揮できる代物なのかということのを、やはり公金を5,000万円も7,000万円もかけて買うとすればだよ、これ起債起こしてるのか、財源手当も今ちょっとチェックしてませんけども、借金なのか、自主財源なのか分かりませんが、補助金もあるのか分かりませんが、そういうやはり用意周到な準備を踏んで、それからこういうふうなものを買う。今ちょっとね、私さらに気になったのは、設置する場所も雨降ってから考えるやの話。雨だって降ってみねば分かんねえがら、どこさどのぐらい降るか。どこさどれぐらいね支障来すかも分からないのに、飯田川といえども、豊川といえども、天王といえども、広しですからね。このポンプ1台購入したところで、どんだけね、そういう一朝有事の際に対応できるか。そのプログラムが全く見えない。車庫に入れておく。職員できるんだか、こういうことを。私はね、甚だやはりちょっと不安を覚える。ですから、まあこれ議決を得れば購入するということになるんでしょうけれども、次の段階としてね。そこらはやはりもっとね、この質疑する段階で議決機関である我々議員諸君にきちっと、ただ棒読みの説明じゃなくして、しかしかこうですよと、今申し上げたことが不安がね全く払拭されるような、やはり当局としてのスタンス、私はやはり、今までもそうだし、これからはより一層大事になってくるんじゃないかなと。併せて、これ1台じゃなくしてね、やっぱり雨降るっていうことは何か所に一斉に発生するわけだから、2台目、3台目というシステムを構築しておかないと、本当の意味での市民の安全・安心の構築にはつながらないんじゃないかなというふうな、逆に一抹の不安を持ちますよ。その点についていかがお考えなのか、部長の再答弁を求めます。いかがですか。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の入札で入札の参加資格があった業者でございますが、先ほど私答弁したとおり、物品の消防防災用品の部門に登録がある業者は全部で43社ございました。そのうち市内業者が5社でございます。それから、営業所などがあります準市内業者と言われる業者が4社ございました。で、今回応札があった業者は、今回の提案している猿田興業の

1 社のみが応札をしたということでございまして、地元の業者からは札入れがなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

まずこの災害時の対応ですけれども、私の説明が悪かったのかもしれませんが、既に設置場所であったり、どのようにするかということは、既にこちらの方で決めていて、ここに置けば大丈夫だとかというのは決めております。ただその機械については、納入する機械によって当然操作の方法が違ってきますので、その部分についてその取扱いの講習を行うということで、決して納入業者にやり方とかそういう設置場所云々ということを期待してるということではございません。

あともう一つですけれども、確かに堀井議員がおっしゃるとおり、災害に対して、このポンプユニット1つで全ての災害を防げるということではないのはそのとおりだと思います。で、このポンプユニットにつきましては、想定としては飯田川の下虻川地区を想定しているわけですが、ほかの冠水する地区についても今年度、設計調査であったり、用地買収であったり、工事であったりということで、ほかの箇所についてもその水害に対する対応は考えておりますので、その中でこのポンプユニットの必要性が高まっていけば、2台、3台ということも考えていかなければならないというふうに思っております。

○議長（小林 悟） 7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） これ3回ですから、これでどうしてもできないことがありますけれども、今、千葉部長、部長に対して云々かんぬんでないですけれども、四十数社あると。市内だけでも5社あると。驚いたね、はっきり言って。手挙げて申し込んできたのが猿田さんだけだと。この世界には常識とかね、一般の常識、物の考え方というのは通用しないんだらうかと。そういう条件入札やったときに、猿田、言ってみればマンモス、ガリバーですから、業界としてはガリバー。これ裏で手回してるんでねえが、あんた方ね。私はやはり普通よ、条件付き入札というのはやはり何社が来てくれるというような前提の中で、市長何やってるの、聞きなさい、人の話。そういう状況でやるのが私は公平平等な、しかも公金を使ったね、財産を買うための私は当たり前のやり方だと思う。1人より来なかったと、1社だけ。条件付けるとすれば、市内業者の育成という観点から例

えばだよ、むしろ市内の業者のみという条件を付けて購入する。80パーセント、消費税含めて100パーセントで買えるのであればね、まあフランチャイズの関係だとか上の会社のね、納入業者がどうなってるか分からないけれども、私はやはり消防等々、防災の実績ある会社ということの基本ベースからいけばだ、5,000万円も6,000万円も市内の業者がやってやればフォローもできるし、その人方にも様々な恩恵が出てくる、経済の意味で。だからやはりそこね、何でもこういうふうなことをやらざるを得なかったのかなということはやはり腑に落ちない点があります。そのことをまず申し上げたいと思います。

今後とも2台、3台システムということを畠山部長もおっしゃいました。買うとすれば、常にこの秋田の猿田さんが手挙げてきて、周りは全然手も挙げてこない。普通やはりちょっと考えにくい。考えにくい。で、私は、考えにくいというのは私は議員としてチェック機関の一員としてね、私の感覚で物言っていますから、別に猿田さんが悪いじゃなくして、こういう入札、条件付きやったことで1人より来ないと、1社より来ないということは、本来この条件付き競争入札というのは機能を果たしてるのかなというふうな私はやはり疑問を思うということを議決機関の一人としてはっきり申し上げておく。

それからもう一つ、畠山部長がおっしゃったとおり、2台、3台ということになると、もうますますこの運用等々がですね、職員の体制も含めて盤石、そして普段の訓練も含めてやっておかないと大変なことになりますよ。で、やったや感というかな、準備してあるから我々は無策でねがったんだよと、飯田川地区である市民に対してそれをアピールするではないでしょう、決してね。それで終わったんじゃ大変なことですよ。一朝有事のときに間髪置かねえで対応できる、市民の安全・安心を確保する、ここがね肝なんだ。そのためにやっぱりこれからね、ある意味でいばらの道が控えてるような気がしてならない、私は。相当努力しないとね、買った方がいいものの、1台買えば6,000万円、2台買えば1億2,000万円。業者はもっといいものがありますよって勧めてくる可能性もある。あなた方が検索して買おうとしたのが、専門の業者がいいのあるよと、してそれにまずね対応したのか。対処方法で対応したのか。だから何からかにまでやはり行政といえども厳しい状況に今置かれてきてる、財政も含めて。ですから何一つね踏み出すにしても、相当やはり今申し上げたようなことを地道にやはり検討するなり、考えて、そしていかないといけない時代に私は入ってきてると思う。どんなに高いものを買っても、いいと思われるものを買っても、その部分、費用対効果が上がらなければ、

俗に言う宝の持ち腐れになりかねないので、なりかねないので、そこだけは絶対のないように日頃からの皆さん方のやはり構えというものを、更なる努力というものを心から期待申し上げます。

あえて、3回目ですから答弁は要りませんが、私の質問は終わります。以上。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。13番西村議員。

○13番（西村 武） 今回の入札の方法ですけれども、これは指名競争入札ではないので、例えば一般競争入札なので、参加するのはこれは条件に合うと自由であると。しかしながら1社しか来ないと、こういうことでよろしいんですか。確認いたします。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほども申しましたとおり、条件付き一般競争入札の参加の要件が合った業者が43社ございましたが、結果的に応札したのは1社でございました。で、その要因といいますか、応札するのはそれぞれの業者のお考えでありますので、こちらからはどうこうということはございませんが、今回のものに関しては特殊な機材であったので、そういった1社しか応札できなかったのかなということでは考えてはおります。

以上です。

○議長（小林 悟） ほかにございませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 今回かなり高い品物なんですけれども、この品物がちゃんと能力的にいいのか悪いのかというふうな判断ですね、これはやはり県内でもこういうふうな同じものがあって、このものがやはり性能的にいいんだと試され済みのものなのか、それともこういうふうにくさだから、こういうふうな能力のものが欲しいというふうな、何といいますか、入札の仕方というか、そこら辺はあれですか、どうなっていますか。県内でこれと同じような能力的なものがあるからというふうなことで、こういうふうなものをこう発注というか、まあ入札かけたのかどうなのか。実績があるのかどうなのか、そこら辺聞きたいと思います。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

この可搬式ポンプというものは一般的に市販されてまして、県内においても、前回潟上市で水害が発生したときに国土交通省の可搬式ポンプに来ていただいて被害を低減したという実績がございます。で、このシステムですけれども、規模はたくさんあります

ので、まず一つは2トントラックに乗るぐらいの規模ということを想定しておりまして性能を決めておりますので、全く同じ性能のものがほかの自治体であるかどうかまでは分かりませんが、まず自前で対応するということを考えた場合には、やはり一般のトラックに乗せれるようなものでなければ難しいということで、この規模の可搬式ポンプにしたということでございます。国土交通省の場合は、もう大型のトラックに積んでくるようなものでしたので、これを本市において実際に運用するということはなかなか難しいということもございまして、市として対応できるという規模のものを選定したということでございます。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 可搬式と付いてますから、いろいろ対応できる、トラックに、2トントラックに乗せれるというふうなことでの発注みたいなんですけども、県内では、じゃあ同じようなもの、こういうふうなものをこうあれですか、あって、それとの比較、性能の比較でもってこうやったという経緯が知りたいんですけれども、そこら辺はどうでしょう。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

この同程度の規模のものは県内で納入した実績はないものと思われまして。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。14番鑑 仁志議員。

○14番（鑑 仁志） 今、建設部長の方から説明ありましたが、蛇川の方ということになっていったようなんですけども、果たして平野塗装の後ろの水があがった場合、この機械で果たして間に合うのか、間に合わないのか。あの状況だと私はちょっと難しいのではないかなと思いますけども、あの川のどっから旭町ずっと行くんですけども、あそこので、この機械1台で果たして間に合うのかどうか。確かに去年は国土交通省から来てもらってやったはずだとも、果たしてその機械で間に合うかということを私は一つ問いたい。そうでなければ床上浸水なっちゃうのよ。だからそこら、去年と今年、2回上がってるのよ、まず。これ質問にも出してあるんですけども、果たしてこの機械でそこ全部賄いきれるのかどうか、そこら辺のとこちょっと部長もう一回説明してください。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えします。

昨年度、飯田川の下蛇川地区で水害があって、床下等々被害があったわけなんですけれど

も、確かにおっしゃるとおり、このポンプ1台があるからといって、その雨降る量にもよるわけですが、全く災害をなくするということは現実的になかなか難しい可能性はございます。ただやはりこのポンプを導入することによって被害を低減できるということは間違いございませんので、想定以上の雨が降った場合には、昨年度来ていただいたような国土交通省から派遣を要請したりして被害を減らしていくというふうに考えております。

○議長（小林 悟） 14番 鑑 仁志議員。

○14番（鑑 仁志） それは分かりましたけども、昨年、確か国土交通省来る前に確か消防も来てるはずですけども、消防の人は一つも水をかかないで、ぐるっと回って戻っていった。そこは消防車が来てるんだですよ、現実には。そこだけでなくいっぱいあるのよ。だから消防車が来たらさっとくんでいって行けばいいのをくまれないという。だからそういうことあるためにもう少ししっかりしてもらわねば困るということなんだ、私。まず今、くみとられないというので、最小限のどこやってもらわなければ私も困るということをおっしゃるのであって、そのどこ何とかよろしくまず部長さお願いしておきます。

以上で終わります。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立多数。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。皆さんにお諮りしたいと思います。暫時休憩しますか。

（「はい」の声あり）

○議長（小林 悟） それでは、40分まで休憩したいと思います。

午前11時33分 休憩

.....

午前 11 時 40 分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に戻り会議を開きます。

【日程第 17 議案第 38 号 令和 6 年度潟上市一般会計補正予算（第 1 号）（案）について から 日程第 22 議案第 43 号 令和 6 年度潟上市下水道事業会計補正予算（第 1 号）（案）について】

○議長（小林 悟） 日程第 17、議案第 38 号 令和 6 年度潟上市一般会計補正予算（第 1 号）（案）についてから日程第 22、議案第 43 号 令和 6 年度潟上市下水道事業会計補正予算（第 1 号）（案）についてまでを一括議題とします。

議案第 38 号から議案第 43 号までについて、当局より一括して提案理由の大綱説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、説明資料の 11 ページをお開き願います。

議案第 38 号から議案第 43 号までの令和 6 年度潟上市一般会計、特別会計及び公営企業会計 6 月補正予算（案）の大綱についてご説明いたします。

はじめに、予算規模でございます。

1、一般会計は、補正前の額 155 億 1,800 万円、補正額 5 億 8,616 万 4,000 円の追加で、補正後の額は 161 億 416 万 4,000 円でございます。

補正予算の財源でございますが、特定財源が 5 億 71 万 6,000 円、一般財源が 8,544 万 8,000 円で、内訳は記載のとおりでございます。

次のページ、12 ページをお願いいたします。

2、特別会計の補正額は、（1）国民健康保険事業 297 万 1,000 円、（2）後期高齢者医療 285 万 5,000 円の減額、（3）介護保険事業 707 万 4,000 円でございます。

3 の公営企業会計の補正額は、（1）水道事業 498 万 5,000 円、（2）下水道事業 398 万 6,000 円の減額でございます。

主なものは人事異動に伴う人件費等でございます。

次のページ、13 ページをお願いいたします。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

1、物価高騰対策事業の（1）物価高騰重点支援給付金給付事業は 3 億 6,986 万 4,000 円で、①「住民税非課税化世帯等給付金」は、物価高騰により特に負担感が大きい低所得者世帯を支援するため、令和 6 年度新たに住民税所得割非課税となった世帯に

対し、1世帯当たり10万円を支給するものでございます。また、本給付の対象となった子育て世帯への加算として、18歳以下の子ども1人につき5万円を支給するものでございます。

②の「調整給付金」は、所得税及び個人住民税の定額減税の実施に伴い、減税しきれないと見込まれる方に対し、その差額を支給するものでございます。給付時期は、いずれも8月上旬を予定しております。

次のページ、14ページをお願いいたします。

Ⅱ「進化する潟上」の創造～3つの力～に基づく事業の1「稼げる力」の創造の

(1) 農地利用効率化等支援交付事業297万円は、農業者が農地利用の集約化を目指し、経営改善に取り組むため、機械・施設等の導入を支援するものでございます。

2「支える力」の創造の(1) 新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金8万5,000円は、法令に基づき、新型コロナウイルスワクチンの接種により健康被害が生じたことを国が認定した方に、健康被害給付金を給付するものでございます。

(2) スポーツ団体活動支援事業2,250万円は、生涯スポーツの推進を図るため、各種スポーツ団体への支援等を行うもので、スポーツによる地域活性化プロジェクト応援金でございます。

次のページ、15ページをお願いいたします。

3「考える力」の創造の(1) 自治会活動活性化事業359万1,000円は、自治会活動の推進と活性化を図るため、自治総合センターの助成事業を活用し、備品を整備するものでございます。

(2) 男鹿・湖東地区消防広域化協議会負担金80万円は、消防体制の充実強化を図るため、「男鹿・湖東地区消防広域化協議会」を設立し、広域化の協議を推進するものでございます。

Ⅲ公共事業の(1) 追分保育園施設設備改修事業5,145万円は、園児の健康管理や保育環境充実のため、保育施設を改修するもので、追分保育園の空調設備改修に係るものでございます。

(2) 高能率生産団地路網整備事業700万円は、林業生産性の向上並びに間伐を主体とした森林整備を推進するため、林業専用道等を整備するもので、県営事業負担金でございます。

次のページ、16ページをお願いいたします。

(3) 除排雪対策事業1,130万円は、落雷により焼損した融雪設備（ロードヒーター）の機器更新を行うものでございます。

(4) 公園遊具整備事業1,152万8,000円は、子どもが増加している追分地区で遊び場を確保するため、自治総合センターの助成事業を活用し遊具を整備するもので、上北野運動広場への設置を予定しております。

(5) 公園遊歩道改修事業971万1,000円は、公園内遊歩道の機能回復と利便性向上、安全な利用のため、森や木とのふれあい空間整備事業費補助金を活用し、施設の改修工事を行うものでございます。

(6) 消火栓更新事業609万6,000円は、火災に備えた消防体制を確保するため、消火栓の更新事業に係る負担金を水道会計に支出するものでございます。

次のページ、17ページをお願いいたします。

Ⅳその他の(1) 人件費の補正5,972万3,000円は、会計年度任用職員勤勉手当及び人事異動等による補正でございます。

このほか、地方債補正3件を計上しており、内容は記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長（小林 悟） これで大綱説明を終わります。

【日程第23 予算特別委員会の設置について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第23、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。議案第38号から議案第43号までについては、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号から議案第43号までについては、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

【日程第24 予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第24、予算特別委員会の委員長、副委員長の選任についてを議題とします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において指名することとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において指名することに決定しました。

予算特別委員会の委員長には7番堀井克見議員、副委員長には16番伊勢 潤議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

なお、予算特別委員会は6月17日及び25日に開催し、併せて各常任委員会からなる予算特別委員会分科会を設置し、6月17日から19日までに詳細審査することといたしますので、ご報告いたします。

【日程第25 同意第2号 潟上市教育委員会委員の任命について 及び 日程第26 同意第3号 潟上市教育委員会委員の任命について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第25、同意第2号及び日程第26、同意第3号 潟上市教育委員会委員の任命についてを一括議題とします。

同意第2号及び同意第3号について、提案者の説明を求めます。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） それでは、本日配布いたしました議案書の46ページをご覧ください。

同意第2号及び第3号 潟上市教育委員会委員の任命についてご説明いたします。

同意第2号 潟上市教育委員会委員の任命について。

下記の者を潟上市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 潟上市天王字長沼144番地56

氏 名 今田智範

生年月日 昭和34年12月20日

次のページをお願いいたします。

同意第3号 潟上市教育委員会委員の任命について。

下記の者を潟上市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 秋田市手形字オノ浜2番8号

氏 名 稲荷一清

生年月日 昭和34年9月18日

令和6年6月6日提出 潟上市長 鈴木雄大

なお、いずれの方も議案書の裏面に略歴がございますので、適宜ご覧ください。

同意のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。

はじめに、同意第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから同意第2号を採決します。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

次に、同意第3号についてこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから同意第3号を採決します。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

【日程第27 陳情第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情】

○議長（小林 悟） 日程第27、陳情第5号については、お手元に配布の陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、陳情第5号については、陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、6月13日木曜日午前10時から本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうもご苦労様でございました。

午前 11 時 55 分 散会